

令和元年12月16日

保護者 各位

那覇市立鏡原中学校  
校長 新垣 康史  
(公印省略)

## (周知)制服の着用、頭髪に関する校則改定について

時節の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校教育の推進につきましては、御理解、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本校では見出しのことについて、生徒会との話し合い、職員会議及びPTA常任委員会で審議した結果、「生徒の人権、個性を尊重し多様な生徒の成長に配慮する」ことを理念とし、下記のとおり校則を改訂することとなりました。

つきましては、このことについて御理解のほどよろしく申し上げます。

### 記

#### 1 校則改定の概要について(詳細は別紙:裏面参照)

##### (1) 制服

これまで男女別に規定していた制服を、ズボンを基調とする制服とスカート  
を基調とする制服に改めた。

##### (2) 頭髪

これまで男女別に規定していた頭髪を、共通のものに改めた。

#### 2 校則の施行開始日 令和元年12月17日

#### 3 その他

- (1) 着用する制服については、学校指定の制服業者で採寸し購入してください。
- (2) 卒業生等から譲り受けた制服のサイズを確認の上、着用することも可能です。
- (3) 制服の着用については校則(着こなし方)を遵守するよう、各御家庭においても保護者の御指導をお願いします。

# 制服の着用、頭髪に関する校則改定

令和元年12月17日(火)より施行する

## 1.1 学校生活の基本的な決まり

### (1) 服装・容姿

#### ① 制服

##### 【 共通項目 】

※「生徒の人権、個性を尊重し多様な生徒の成長に配慮する」ことを理念とし、下記事項を遵守し保護者同意の下、どちらかを選択又は両方を選択する。その他、検討事項が生じた場合は、生徒指導委員会で審議し校長が決定する。

- ア 本校指定のネーム入りの制服を着用する。  
(譲り受けたものでネームが違う場合は、刺繍をきちんと直してから着用する。)
- イ 自分の体格に合ったサイズの制服を着用する。
- ウ 4月～10月は夏服を着用、11月～3月は冬服を着用することを原則とする。但し、気候などの変動で調整期間を設定する。
- エ 冬服着用期間中、暑いときは学生服、ブレザーの脱着を認めるが、登下校、集会時はきちんと着用する。但し、学生服を脱ぐ場合は中から夏服を着用していること。
- オ 学生服、ブレザーのボタンは本校指定を使用する。(学生服は指定以外は桜ボタンのみ認める。)
- カ 肌着は白とし、ワンポイントの白のTシャツも認める。
- キ 夏服着用期間中、寒いとき又は、体調不良の申し出があればジャージの着用を認める。
- ク 制服の着用は以下(A、B)の2種とする

#### A ズボンを基調とする制服

- a 夏は白の半袖シャツを着用する。冬は学生服又はブレザー(B-cに準ずる)を着用する。
- b ベルトを着用する。黒系統できちんと締める。
- c シャツはしっかりとズボンの中に入れる。
- d 学生服の下からつけるシャツは学生服からはみださないようにする。  
(色等の制限は無いが、フード付きのパーカー等は不可とする。)

#### B スカートを基調とする制服

- a 夏はスカート用の上着を着用する。冬はブレザーを着用する。
- b スカートの丈は膝を覆う長さとする。
- c ブレザー着用の場合はシャツを第1ボタンまでしっかり締め、ネクタイを着用する。
- d シャツはしっかりとスカートの中に入れる。

#### ④頭髪

- ア 流行を追うような極端なカットや変形髪型、そり込み、整髪料の使用やパーマを禁止する。
- イ 脱色、染色を禁止する。
- ウ 前髪は見た目で見えない程度とする。
- エ 髪が肩よりも長い生徒は清潔面、学習に支障がないようしっかりと束ねる。
- オ 髪を束ねるためのゴム等の用具は華美でないものとする。ゴム類は手首にはまかない。
- カ 特別な事情がある場合は、校長の許可を得る。